

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：41件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	活性炭ホールドアップ建屋換気空調系排風機用中性能フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
4	2号機	高圧復水ポンプ（A）軸受振動記録計点検において、ペン駆動制御基板に動作不良が認められたため、当該記録計を修理	D	
5	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機点検において、固定子巻線楔に緩み（162本中30本）が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	第2給水加熱器（B・C）ドレンレベル制御弁グラウンド部漏えい温度検出器点検において、電線管に曲がり角が認められたため、当該電線管を修理	D	
7	2号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機点検において、軸受油切り（アルミ製）にひび（3箇所）が認められたため、当該油切りを交換	C	
9	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（5、6）点検において、上部マンホール蓋及びマンホールライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	補給水系水張り配管（原子炉建屋5階原子炉内部構造物保管ピット）ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	2号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
12	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）冷却用海水配管水張り作業において、潤滑油冷却器出口ドレン弁の閉操作忘れによりドレンファンネルより溢水（約2リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
13	3号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
14	3号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
15	3号機	原子炉圧力容器表面温度記録計打点（圧力容器底部）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
16	4号機	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ入口温度検出器点検において、フレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
17	4号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
18	4号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
19	4号機	廃棄物処理系除染廃液ドレンタンク（A）レベル指示計に指示不良（指示変動）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
20	5号機	給水制御系給水流量変換器（A-1）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を校正	D	
21	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（A・C）潤滑油冷却ファン（305）駆動用電動機点検において、シャフト軸受部（2箇所）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	タービン主蒸気止め弁監視用TVモニタ点検において、カメラ旋回装置に動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	
23	5号機	残留熱除去海水系ポンプ（A・C）潤滑油冷却ファン（306）駆動用電動機点検において、シャフト軸受部（2箇所）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
24	5号機	タービン主蒸気止め弁監視用TVモニタ点検において、スイッチつまみの外れが認められたため、当該スイッチを修理	D	
25	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧主蒸気止め弁ドレンヘッドレベルスイッチ等（3台）点検において、ステムの減肉及びフロートの傷等が認められたため、当該部を修理	D	
26	5号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
27	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
28	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器入口蒸気圧力計接続部より水のリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	5号機	原子炉圧力容器ベント弁点検において、当該弁駆動部の弁棒固定部のナットに緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	5号機	タービン主蒸気止め弁監視用TVモニタ点検において、カメラ機器冷却用空気配管ダクトに損傷が認められたため、当該ダクトを交換	D	
31	5号機	蒸気式空気抽出器エリア監視用TVモニタ点検において、現場モニタ操作のスイッチ（3個）に損傷が認められたため、当該スイッチを修理	D	
32	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）流量調整弁空気駆動部点検において、空気供給口継手部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
33	6号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
34	6号機	計器設定に関する確認において、原子炉、タービン設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
35	6号機	試料採取系給水金属採取ラック内冷却水戻り配管エルボ部より、異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
36	6号機	試料採取系原子炉水サンプルドレン圧力制御器又は圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該計器及び弁を点検・修理	D	
37	6号機	所内電源設備直流125V充電器盤（6A）に「+接地」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
38	集中環境施設	取水設備スクリーン洗浄装置洗浄水ストレーナ（A・B）出口圧力計（2台）に腐蝕が認められたため、当該計器を交換	D	
39	集中環境施設	高温焼却炉設備主燃焼室燃料流量計ストレーナ差圧計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
40	集中環境施設	高温焼却炉設備に「後燃焼室圧力低」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
41	その他	計器設定に関する確認において、共用設備関係の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで